

# 鶴岡市マンホール蓋のデザインの使用に関する取扱要綱

平成28年6月1日 上下水道事業告示第6号  
改正 平成29年4月1日 上下水道事業告示第6号  
改正 令和3年3月23日 上下水道事業告示第11号

## (目的)

第1条 この告示は、鶴岡市マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定め、もってデザインの適正な活用を図り、本市の下水道に対する市民等の理解と関心を高めることを目的とする。

## (対象デザイン)

第2条 この告示の対象となるデザインは、別図に定めるものとする。

## (使用承認申請)

第3条 デザインを使用しようとする者は、鶴岡市マンホール蓋のデザイン使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 個人が非営利の目的で情報発信をするために使用するとき。
- (2) 報道機関が、報道又は広報の目的で使用するとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に認めたとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、承認の可否を決定し、鶴岡市マンホール蓋デザインの使用承認書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認に際し必要な条件を付すことができる。

4 第2項の承認を受けた者（以下「承認者」という。）は、当該承認に係る事項に変更が生じたときは、再度、その承認を得なければならない。

## (承認者の責務)

第4条 承認者は、使用を承認されたデザインに係る物品、商品、製作物等（以下「物品等」という。）について、第三者との間に知的財産の権利に関する紛争が生じたときは、自らの責任において解決を図るものとする。

## (使用承認の制限)

第5条 市長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第2項の承認をしないことができる。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用され、又は利用されるおそれがあるとき。
- (4) 鶴岡市暴力団排除条例（平成24年鶴岡市条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

(権利設定の禁止)

第6条 承認者及びデザインを使用している者(承認者を除く。以下「使用者」という。)、は、デザインについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

2 この告示による使用承認は、承認者が自己の商標や意匠とする等、独占してデザインを利用する権利を付与するものではなく、かつ、承認者や物品等について市の推奨を行うものではない。

(使用上の遵守事項)

第7条 承認者及び使用者は、デザインの使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) デザインの形状を正しく使用し、形状の全部若しくは一部、又は縦横の比率を変更してはならない。

(2) デザインを承認された内容のとおりを使用し、市長の指示する使用条件に従うこと。

(3) 承認に係る物品等の完成見本を遅滞なく市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が著しく困難なものについては、写真その他の方法をもって代えることができる。

(違反等に対する取扱)

第8条 市長は、デザインの使用がこの告示に違反していると認められるときは、当該使用の承認を取り消し、その使用を差し止め、又は必要な指示等を行うことができる。

2 市長は、前項の場合において、当該承認を取り消したデザインを使用した物品等の回収を求めることができる。

3 市は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わない。

(1) 前2項の規定による承認の取消し、使用の差し止め、指示等の履行又は物品等の回収により生じた損害又は損失、その他デザインの使用に関し、承認者及び使用者に生じた損害又は損失

(2) 承認者及び使用者が、デザインの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失  
(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

鶴岡市長 様

住 所  
申請者 氏名又は名称及び代表者名

電話番号 ( )

鶴岡市マンホール蓋のデザイン使用承認申請書

鶴岡市マンホール蓋のデザインについて、次のとおり使用したいので申請します。

使 用 目 的	
使用するデザイン	
物 品 等 名	
物品等の形状等	
製 作 数 量	
添 付 書 類	1 使用に際しての企画書等、使用内容がわかるもの 2 その他

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

申請者 様

鶴岡市長



鶴岡市マンホール蓋のデザイン使用承認書

年 月 日付で申請ありました鶴岡市マンホール蓋のデザインについて、次のとおり使用を承認します。

使用目的	
使用するデザイン	
物品等名	
物品等の形状等	
使用条件	

※記載された内容のとおりを使用すること。